

■【トピックス】

TPP！



安倍総理がTPPへの交渉参加表明をしました。TPPについては、農協や医師会が従来から反対してきましたが、日本も参加する方向で大きく舵を切りました。

この決断が日本の将来の形を決めることになります。

TPPは、単なる貿易協定ではありません。社会のあり方を根底から変えていく可能性があります。国家の主権が失われ、巨大企業が世界を牛耳ることになるかもしれません。

■【ビジネス・アイ】

教育資金の一括贈与

社長 「税制改正で、教育資金を 1,500 万円まで孫に贈与できるようになったみたいだね」

花野 「はい、一括で 1,500 万円までなら贈与税が非課税になります」

社長 「二人目の孫が生まれたから、この際、援助しようと思うんだよ」

花野 「そうですね。でも、これまでも扶養義務者相互間の贈与は、必要な都度、必要な金額であれば贈与税は課税されなかったのですよ」

社長 「そうなの？ということは、今回の改正はどういうことなの？」

花野 「今回の制度の意味は、前もって一括で贈与できる点にあります。そのため贈与するお金は、直接お孫さんに渡す訳ではなく、信託銀行に振り込みます」

社長 「そうなんだ」

花野 「お孫さんは、信託銀行から必要な都度、必要な金額を引き出して使いことになります」

社長 「私が死んだ後に、信託銀行に預けたお金を、孫が使いきれなかったらどうなるの？また税金がかかるの？」

花野 「お孫さんが30歳までに使い切れなかった場合には、残ったお金に対して贈与税が課税されますね」

社長 「その都度贈与するのがいいのか、一括で贈与するのがいいのか、相続税との関係も合わせて考えてみる必要がありそうだね」

■【今月のキーワード】

扶養義務者からの贈与

生活保護の不正受給問題の時にも問題になりました扶養義務ですが、民法では「直系血族及び兄弟姉妹は、お互いに扶養する義務がある」（民法 877 条第 1 項）と定めています。

これを受けて相続税では、多額の教育資金であっても「必要な都度これらの用に充てるための贈与」であれば贈与税は非課税とされています。

つまり、祖父から孫への贈与であっても、必要な都度、必要な額であれば、贈与税は課税されません。また、祖父と父親との優先順位はありません。

■【今月の1冊】

『統計学が最強の学問である』

西内 啓 著

ダイヤモンド社 ¥1600

刺激的な 1 冊です！IT の進化により飛躍的に統計学を活用できる領域が広がってきています。社会学の多くの領域で実証分析のツールとして欠かせないものになりました。

経営の分野でもマーケティングだけでなく、これまで経験と勘に頼っていた分野でも活用されることが期待されます。これからはビジネスのリテラシーとして統計学が必要とされる時代になります。



■【編集後記】

今年の冬は、近年にない寒さでした。ようやく暖かくなってきたと思ったら、本格的な花粉の季節ですね。ただでさえ花粉症で辛いのに、今年は花粉に加えて中国からのPM2.5 です。名古屋は影響が少なそうですが、きれいな空気が吸いたいですね。

『経営のセカンド・オピニオン』vol. 73（毎月1日発行）

●定価：2,400 円/年 ●発行日：2013.4.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦 3 丁目 1 番 30 号錦マルエムビル 5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>